日薬情発第 78 号 平成 23 年 10 月 31 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日本薬剤師会 会長 児玉孝

一般用医薬品の使用上の注意記載要領の訂正について

標記について、厚生労働省医薬食品局安全対策課より、別添のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

この事務連絡は、日薬情発第72号にてお知らせいたしました「一般用医薬品の使用上の注意記載要領」についての訂正となります。

会務ご多用のところ恐縮ながら、貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡 平成 23 年 10 月 28 日

社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品の使用上の注意記載要領の訂正について

標記について、別添写しのとおり各都道府県衛生主管部(局)宛てに事務連絡いたしましたので、貴会会員に対して周知徹底されるようご協力をお願いいたします。



事 務 連 絡 平成 23 年 10 月 28 日

各都道府県衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬食品局安全対策課

一般用医薬品の使用上の注意記載要領の訂正について

一般用医薬品の使用上の注意記載要領については、平成23年10月14日付け 薬食発1014第3号医薬食品局長通知「一般用医薬品の使用上の注意記載要領に ついて」により通知したところですが、別添記載要領において一部誤りがあっ たので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

なお、事務連絡の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構、社団法人日本医師会、社団法人日本歯科医師会、社団法人日本薬剤師会、一般社団法人日本病院薬剤師会、社団法人全日本医薬品登録販売者協会、一般社団法人日本医薬品登録販売者協会、日本チェーンドラッグストア協会、社団法人日本フランチャイズチェーン協会、日本製薬団体連合会、日本一般用医薬品連合会、米国研究製薬工業協会、欧州製薬団体連合会及び社団法人日本医薬品卸業連合会あてに発出することとしているので申し添えます。

記

別添「一般用医薬品の使用上の注意記載要領」の第5の「5. 専門家への相談の勧奨に関する事項」のただし書について下記のとおり訂正方お願いします。

TF. 誤 ただし、外部の容器等の記載スペース ただし、外部の容器等の記載スペース が狭小なために使用前に専門家に相談 が狭小なために購入時に専門家に相談 すべき場合を具体的に記載できない場 すべき場合を具体的に記載できない場 合は、「使用が適さない場合があるの 合は、「使用が適さない場合があるの で、使用前には必ず医師、歯科医師、 で、購入時には必ず医師、歯科医師、 薬剤師又は登録販売者に相談してくだ 薬剤師又は登録販売者に相談してくだ さい」等と記載する。 さい」等と記載する。